

# ～収集運搬業の許可を受けられる方へ～

岡山市環境局産業廃棄物対策課

岡山県内で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、岡山県知事の許可が必要となります。岡山市内において積替え又は保管を含む業を行おうとする場合は、岡山市長の許可も必要です。この許可には更新期間が設けられており、5年ごとに更新しなければその効力を失います。

また、許可を受けた事業の範囲を変更する場合も、変更許可を受けなければなりません。

## 許可になる要件は？

〔施設に係る要件〕

- （1）運搬する廃棄物が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器等の運搬施設が必要です。また、運搬車や運搬船を適正に管理できる車庫や係留場所等も必要です。
- （2）積替又は保管する場合には、産業廃棄物が飛散、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた積替保管施設が必要です。

〔申請者に係る要件〕

- （1）申請者（法人の場合は代表者又は役員）あるいは使用人（営業所、事業場の所長等）が、環境大臣認定の講習会を修了することが必要です。
- （2）事業を的確にかつ継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要です。積替え又は保管を含む申請の場合、申請者の財務状況によってはさらに追加資料が必要となります。
- （3）欠格事項に該当していないことが必要です。

## 許可を受けるには？

許可を受けるには申請書を提出していただきます。申請書の様式は当課に用意してありますが、様式は申請の種類によって異なります。まず、排出者や運搬先と協議されたうえ、許可を受ける事業の内容（取扱う産業廃棄物の種類等）を決定してから、申請の種別（新規・更新・変更）を確認し、施設や講習会受講等の準備に入ってください。

## 講習会を受けるには？

環境大臣が認定する収集運搬業に関する講習会は4種類あります。申請する許可の種類によって講習会の種類が異なります。講習会の種類をお間違えないよう受講してください。講習会は全国各地で順次開催されていますので、どの会場で受講されても構いません。なお、講習会の修了には有効期間がありますので、既に修了されている方は、お手持ちの修了証をよくご確認ください。

〔講習会の種類〕 問合せ、申し込み等：（社）岡山県産業廃棄物協会 TEL086-254-9383

区分	講習会種類（いずれも収集運搬過程）	有効期間
講習①	産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会	5年間
講習②	産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会	2年間
講習③	特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会	5年間
講習④	特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会	2年間

〔申請に使える講習会の種類〕

申請の種類		講習①	講習②	講習③	講習④
産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	○	—	○	—
	更新許可申請	○	○	○	○
	変更許可申請	○	○	○	○
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	—	—	○	—
	更新許可申請	—	—	○	○
	変更許可申請	—	—	○	○

## 申請書類の作成に当たっての注意点は？

- ・添付書類はできるだけA4版にしてください。
- ・登記簿謄本（法人、土地）は法務局、住民票は市町村役場、納税証明書は税務署で交付されたものをご用意ください。原本が確認できれば提出はコピーでも構いません。
- ・提出（申請）年月日は空欄にしておき、提出した時にご記入ください。

〔添付書類一覧〕

法人の場合	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本（法務局）	<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為
	<input type="checkbox"/> 決算書〔3年分〕（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表）	
個人の場合	<input type="checkbox"/> 納税証明書〔3年分〕（税務署の法人税に関するもの（その1））	
	<input type="checkbox"/> 役員、株主、使用人等の住民票の写し（本籍地記載のもの）	
	<input type="checkbox"/> 株主に法人を含む場合は、その法人登記簿謄本	
	<input type="checkbox"/> 役員、株主、使用人等の登記事項証明書（後見・保佐を受けていないこと）	
法人・個人 共通	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（本籍地記載）又は登録原票記載事項証明書の写し（市町村役場）	
	<input type="checkbox"/> 資産に関する調書（市町村の固定資産評価証明書等）	
	<input type="checkbox"/> 納税証明書〔3年分〕（税務署の所得税に関するもの（その1））	
	<input type="checkbox"/> 使用人等の住民票の写し（本籍地記載）	
	<input type="checkbox"/> 申請者、使用人等の登記事項証明書（後見・保佐を受けていないこと）	
	①講習会に関するもの	
	<input type="checkbox"/> 講習会修了証の写し	
	②事務所、車庫に関するもの	
	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 付近の地図 <input type="checkbox"/> 借用の場合、使用承諾書の写し	
	③運搬車両に関するもの	
	<input type="checkbox"/> 写真（前方、側方） <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 借用の場合使用承諾書の写し	
	④運搬容器に関するもの	
<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図面（特殊なもの）		
⑤積替え保管施設に関するもの		
<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 付近の地図 <input type="checkbox"/> 切図（法務局） <input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本（法務局）		
<input type="checkbox"/> 平面図〔面積、配置等〕 <input type="checkbox"/> 立面図〔フェンスの高さ等〕		
<input type="checkbox"/> その他必要な図面（ ） <input type="checkbox"/> 借用の場合、使用承諾書の写し		
⑥その他		
<input type="checkbox"/> 他県市で既に許可を取得している場合、その許可証の写し （岡山県内の自治体の許可証及び処分引受先の自治体の許可証）		
<input type="checkbox"/> 処分引受先が岡山県外の場合はその業者の処分業許可証の写し		

## 申請書の提出時に注意することは？

- （1）申請の際は、前もって当課担当職員までご連絡ください。
- （2）手数料は現金でご用意ください。印紙、県証紙は使えないのでご注意ください。
- （3）手数料の納入は、当課でお渡しする納入通知書で行います。窓口が3時に閉まりますので、なるべくお早めにお越しください。

〔申請手数料〕

産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000円
	更新許可申請	73,000円
	変更許可申請	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000円
	更新許可申請	74,000円
	変更許可申請	72,000円

## メモ

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市環境局産業廃棄物対策課  
TEL：086-803-1303,1304 担当者：